（フレーム行列の構成等）

第十二条　フレーム行列（標準方式第十八条第一項のフレーム行列をいう。）の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケット（標準方式第二十条第一項に規定するデータパケットをいう。）の送出手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

2　疑似乱数符号重畳方式（標準方式第二十一条第一項第二号に規定する疑似乱数符号重畳方式をいう。）による音声信号のスクランブル（標準方式第二十一条第一項第一号に規定するスクランブルをいう。以下同じ。）の手順、疑似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報（標準方式第二十一条第一項第三号に規定する関連情報をいう。）の構成及び送出手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（準用規定）

第十三条　標準方式第十五条第一項、第四項及び第五項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条第一項から第三項まで、第二十条第一項及び第二項、第二十一条第一項（第一号を除く。）並びに第二十二条の規定は、一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン音声多重放送について準用する。

第四章　雑則

（衛星基幹放送局等に適用する規定）

第十四条　標準テレビジョン音声多重放送を行うための衛星基幹放送局（内外放送を行うためのものに限る。）及び衛星基幹放送試験局の送信の方式のうちこの省令の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この省令の規定によらないことができる。

（緊急警報信号に適用する規定）

第十五条　標準テレビジョン音声多重放送により緊急警報信号を送る場合は、緊急警報信号を音声信号とみなし、この省令の音声信号に関する規定（スクランブルに係る音声信号に関する規定を除く。）を適用する。

附　則

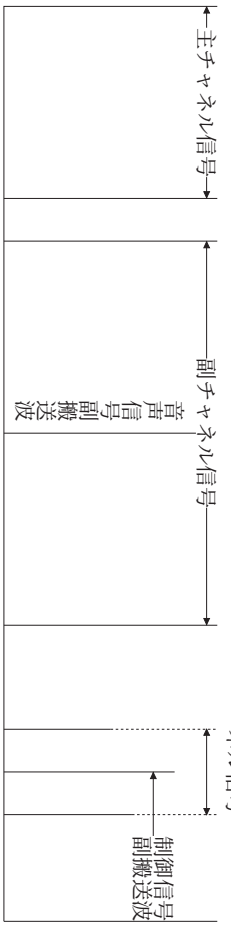
（施行期日）

第一条　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（省令の廃止）

第二条　標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（昭和五十八年郵政省令第二十三号）は、廃止する。

附　表（第4条第2項関係）



注1　fHは、テレビジョン放送の水平同期パルスの周波数とする。

2　fsは、制御信号の周波数とする。

○総務省令第九十二号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式

（目的）

第一条　この省令は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備及び基幹放送局設備に適用される標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、法、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）において使用する用語の例による。

（周波数帯幅等）

第三条　標準テレビジョン文字多重放送に使用する周波数帯幅は、地上基幹放送局にあっては六MHz、衛星基幹放送局にあっては二七MHz又は三〇MHzとする。

2　文字信号搬送波の周波数は、地上基幹放送局にあっては周波数帯幅の下限より一、二五〇kHz高い周波数、衛星基幹放送局にあっては周波数帯幅の中央の周波数とする。

（変調）

第四条　文字信号搬送波の変調の型式は、地上基幹放送局にあっては振幅変調、衛星基幹放送局にあっては周波数変調とする。

2　文字信号により振幅変調された電波の輻射電力は、文字信号が「0」レベルから「1」レベルに変化するとき減少するものとする。

3　文字信号により周波数変調された電波の周波数は、文字信号が「0」レベルから「1」レベルに変化するとき高い周波数へ偏位するものとする。

（同期信号）

第五条　同期信号は、垂直同期パルス、水平同期パルス及び等化パルスから成るものとし、別図第一号に示すとおりとする。

2　水平同期パルスの周波数は、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）第八条第二項に規定する色信号副搬送波の周波数の四五五分の二とする。

3　垂直同期パルスの周波数は、水平同期パルスの周波数の五二五分の二とする。

（文字信号）

第六条　文字信号の形式は、二値ＮＲＺパルスとする。

2　文字信号の単一パルスのスペクトルは、別図第二号に示すとおりとする。

3　文字信号の振幅の定常値は、標準テレビジョン放送の映像信号のペデスタルレベルを〇パーセント、白レベルを一〇〇パーセントとしたとき、「0」レベルが〇パーセント、「1」レベルが七〇パーセントとなるものとする。

4　クロック周波数は、水平同期パルスの周波数の三六四倍とする。

（データラインの重畳位置）

第七条　データラインは、別図第一号に示す垂直帰線消去期間における第一四Ｈから第一六Ｈまで、第二一Ｈ、第二七七Ｈから第二七九Ｈまで又は第二八四Ｈの水平走査期間に重畳するものとする。

2　水平走査期間に重畳するデータラインの位置は、別図第三号に示すとおりとする。